

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前																					
0301.99	2. ぶり (セリオーラ属のもの)	0301.99	2. ぶり (セリオーラ属のもの)																				
<p>ぶり (セリオーラ属のもの) の養魚用の稚魚とは、全長 15 センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり (セリオーラ属のもの) のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、「<u>活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について</u>」(平成 24 年 5 月 8 日 24 水漁第 248 号)に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3 月 1 日から 7 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。ただし、「<u>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う輸入割当ての対象外となる養殖用の活のかんぱち稚魚の確認に係る措置について</u>」(令和 4 年 4 月 13 日 4 水漁第 44 号)により、<u>令和 4 年</u>においては、同年 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。</p> <p>(参考) その他の各種の養魚用の稚魚の取扱いは、次のとおりである。</p> <table> <thead> <tr> <th>魚 種</th> <th>稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すずき</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>めばる</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>くえ</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ほうせきはた</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>とらふぐ</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>しまあじ</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>いしだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>くろだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ひらめ</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>まだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table>		魚 種	稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）	すずき	全長 15 センチメートル以下	めばる	全長 10 センチメートル以下	くえ	全長 15 センチメートル以下	ほうせきはた	全長 10 センチメートル以下	とらふぐ	全長 10 センチメートル以下	しまあじ	全長 15 センチメートル以下	いしだい	全長 10 センチメートル以下	くろだい	全長 10 センチメートル以下	ひらめ	全長 10 センチメートル以下	まだい	全長 10 センチメートル以下
魚 種	稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）																						
すずき	全長 15 センチメートル以下																						
めばる	全長 10 センチメートル以下																						
くえ	全長 15 センチメートル以下																						
ほうせきはた	全長 10 センチメートル以下																						
とらふぐ	全長 10 センチメートル以下																						
しまあじ	全長 15 センチメートル以下																						
いしだい	全長 10 センチメートル以下																						
くろだい	全長 10 センチメートル以下																						
ひらめ	全長 10 センチメートル以下																						
まだい	全長 10 センチメートル以下																						
<p>ぶり (セリオーラ属のもの) の養魚用の稚魚とは、全長 15 センチメートル以下のものをいう。</p> <p>なお、ぶり (セリオーラ属のもの) のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、<u>平成 24 年 5 月 8 日付 24 水漁第 248 号「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」</u>に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3 月 1 日から 7 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。ただし、<u>令和 3 年 3 月 18 日付 2 水漁第 1413 号</u>により、<u>令和 3 年</u>においては、同年 3 月 1 日から 12 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。</p> <p>(参考) その他の各種の養魚用の稚魚の取扱いは、次のとおりである。</p> <table> <thead> <tr> <th>魚 種</th> <th>稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すずき</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>めばる</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>くえ</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ほうせきはた</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>とらふぐ</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>しまあじ</td> <td>全長 15 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>いしだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>くろだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>ひらめ</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>まだい</td> <td>全長 10 センチメートル以下</td> </tr> </tbody> </table>		魚 種	稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）	すずき	全長 15 センチメートル以下	めばる	全長 10 センチメートル以下	くえ	全長 15 センチメートル以下	ほうせきはた	全長 10 センチメートル以下	とらふぐ	全長 10 センチメートル以下	しまあじ	全長 15 センチメートル以下	いしだい	全長 10 センチメートル以下	くろだい	全長 10 センチメートル以下	ひらめ	全長 10 センチメートル以下	まだい	全長 10 センチメートル以下
魚 種	稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）																						
すずき	全長 15 センチメートル以下																						
めばる	全長 10 センチメートル以下																						
くえ	全長 15 センチメートル以下																						
ほうせきはた	全長 10 センチメートル以下																						
とらふぐ	全長 10 センチメートル以下																						
しまあじ	全長 15 センチメートル以下																						
いしだい	全長 10 センチメートル以下																						
くろだい	全長 10 センチメートル以下																						
ひらめ	全長 10 センチメートル以下																						
まだい	全長 10 センチメートル以下																						